茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン

茨城県教育委員会

はじめに

近年,個人の自由を尊重する社会の風潮を背景に,自分さえ良ければよいという,行き過ぎた「個人主義」の考え方がはびこり,子どもたちの社会性や規範意識などの低下が指摘されています。

また、少子化やライフスタイルの変化、核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れや、過保護・過干渉による子どもたちの自主性・自立性の欠如が見られます。

このような中、茨城県教育委員会では、教育行政運営の基本方針として、平成 28 年 3 月に「いばらき教育プラン」を策定し、「子どもたちの自主性・自立性を育もう」をテーマとして掲げました。

特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において、就学前教育・家庭教育の推進を最優先で取り組むことにより、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりをもって、強くたくましく生きられる子どもを育て、その上に立って、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた子どもの育成を図ることとしています。

そのため、県では県内外の学識経験者、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の関係者、保護者、県庁の関係各課等で構成する「就学前教育・家庭教育推進協議会」を設置し、今後の茨城県の就学前教育・家庭教育の在り方について検討を進めてまいりました。

この中で協議されたことをもとに、本県の就学前教育・家庭教育における目標や幼児期に育ってほしい子どもの姿を示した「茨城県就学前教育・家庭教育ビジョン」(以下「本ビジョン」という。)を新たに策定しました。

本ビジョンは、本県の就学前教育・家庭教育の更なる充実のために、家庭や保育所・ 幼稚園・認定こども園、地域社会、行政機関等が、それぞれの役割を果たしながら連 携・協力し「オール茨城」として取組を進めていくことを目指しています。

また,昨年の12月には「茨城県家庭教育を支援するための条例」が公布・施行され,県民が一体となって,幼少期を中心とする家庭教育の方向が示されました。

各家庭においては、改めて家庭教育に対する責任を自覚し、子どもに愛情をもって接 するとともに、幼少期における家庭教育を充実されることを願っております。

各市町村及び幼児教育関係者においては、本ビジョンを踏まえ、地域の実情や各教育機関の特色を一層踏まえて、質の高い就学前教育・家庭教育の更なる振興の実現に向けて活用を図られることを期待します。

平成 29 年 3 月

茨城県教育委員会教育長 小野寺 俊

1 就学前教育・家庭教育の目標

「いばらき教育プラン」に掲げる基本目標を踏まえつつ, 就学前教育・家庭教育推進協議会において議論を重ね, 就学前教育・家庭教育の目標を定めました。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において、子どもたちが家族やまわりの人々などからの深い愛情に基づき心身ともに健やかに成長し、家庭や集団生活での遊びや体験を通じて生きる力を養うことで、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりをもって、強くたくましく生きられる子どもたちの育成を図ります。

2 幼児期に育ってほしい子どもの姿

文部科学省中央教育審議会教育課程特別部会において整理された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(※)」を踏まえ、本県の子どもたちが幼児期に育ってほしい姿を次の7つの項目に整理しました。

- ① 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
- ② 自分のことを自分で行おうとする子ども
- ③ 早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
- ④ 自然と触れ合い、命を大切にする子ども
- ⑤ 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを 守ろうとする子ども
- ⑥ 生活や遊びを通した物事(物の性質や数量、図形、文字、標識等)への 関心・感覚をもつ子ども
- ⑦ 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを 様々な方法で伝えようとする子ども
- ※ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 10項目

(文部科学省中央教育審議会教育課程特別部会)

- ・健康な心と体
- 協同性
- ・社会生活との関わり
- ・自然との関わり・生命尊重
- ・言葉による伝え合い

- ・自立心
- ・道徳性・規範意識の芽生え
- ・思考力の芽生え
- ・数量・図形、文字等への関心・感覚
- ・豊かな感性と表現

3 茨城県の取組(施策の方向性)

目標及び幼児期に育ってほしい子どもの姿の実現に向けて,次の4つの方向性を掲げます。

施策1 社会全体での就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育と家庭教育を推進するために必要な基盤を構築し、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と家庭や地域、関係機関等が連携することで、社会全体で就学前教育と家庭教育に取り組みます。

(施策項目)

- ・ 茨城県就学前教育・家庭教育支援センターの設置や市町村アドバイザーの育成・配 置の検討
- ・ 保幼小連携協議会の全市町村への設置
- ・ 教育委員会や保健福祉部局と、子育て支援を行う団体やNPO法人などの関係機関 が連携した家庭の支援ネットワーク体制の確立
- ・ 就学前教育・家庭教育に関する相談体制の整備と活用
- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園において中心となる園内リーダーの養成プログラム の作成
- ・ 就学前教育・家庭教育の支援を行う人材の育成と資質の向上
- ・ 地域学校協働活動の推進(地域・学校・幼児教育施設が連携し,地域全体で子ども を支える仕組みづくり)
- ・ 幼児教育施設・小学校と家庭が一体となった教育の推進(家庭と連携した就学前教育の推進,家庭教育の視点を織り込んだ保幼小連携・接続に係るカリキュラムの策定)

施策 2 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育施設と小学校の相互理解を図るとともに教職員の専門性を高める研修を充実することで、幼児教育施設と小学校との交流・連携・接続の強化を図ります。

(施策項目)

- 幼児教育研修の充実
- ・ 幼児教育アドバイザーの派遣
- ・ 幼児教育指導資料の作成
- ・ 教育・保育内容や方法の相互理解推進
- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の交流・連携・接続
- ・ 小学校に関する情報の幼児教育施設との共有
- 保幼小の連携推進のモデル市町村の設置
- ・ 保幼小連携・接続に係るカリキュラムの策定
- ・ 体験活動の充実

施策3 家庭の教育力の向上

乳幼児がいる全ての家庭に対して、社会全体で必要な支援を行い、保護者や祖父母 等が担う家庭の教育力の向上を図ります。

(施策項目)

- ・ 親としての学びを支援する学習方法の開発・普及、学習内容の充実と機会の提供
- ・ 祖父母が行う家庭教育に対する学習機会の提供
- ・ 読み聞かせや遊び、生活体験・自然体験活動の充実
- ・ 子どもの成長に沿った家族の語らいの促進
- ・ 家庭におけるルールづくりの支援
- ・ 家庭教育推進員の活用・促進
- ・ 地域と関係機関、学校が連携・協働した家庭教育への支援
- ・ 青少年教育施設や図書館、博物館など地域の教育資源を活用した支援
- ・ 保幼小における家庭教育への支援(保護者交流・親子交流の場の提供,専門家に相談する機会の提供,家庭教育学級の開設)
- ・ 企業等における家庭教育学級の実施
- ・ 早寝早起き朝ごはん運動の推進
- ・ 若い世代が親になったときのための学びの支援

施策4 個別的な配慮が必要な子どもへの支援

多様な家庭環境にある子どもや個別の配慮が必要な子どもへの支援を推進します。

(施策項目)

- ・ 個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援システムの構築(保育所・幼稚園・ 認定こども園への特別支援教育専門家等の派遣,乳幼児健診の活用)
- ・ 個別の配慮が必要な子どもやその保護者への早期教育相談の充実
- ・ 個別の教育支援計画の作成・引継ぎによる切れ目のない支援
- ・ 家庭教育に課題を抱える家庭への支援(早期相談体制の充実)
- ・ 家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援体制の構築
- ・ 生活に困窮する子どもへの総合的支援

4 各主体が果たす役割

就学前教育・家庭教育の目標及び幼児期に育ってほしい子どもの姿を実現するためには、家庭や地域・幼児教育施設などの各主体がそれぞれの役割を自覚し、ほかの主体とも連携して、取り組む必要があります。

① 家庭(保護者・祖父母等)

- ・家庭では、子どもへの愛情を基礎として、家族の結びつきを強める
- ・保護者に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身に付ける
- 家庭におけるルールづくりを実践する
- ・子どもの体験活動を充実する
- ・子どもが基本的な生活習慣やマナーを身に付けられるよう必要なしつけなどを行う

② 保育所・幼稚園・認定こども園

- ・遊びや体験を通して子どもの資質・能力を育成する
- 各幼児教育施設と小学校が連携して、保幼小の円滑な接続を推進する
- ・相互に教育・保育について理解を深め、連携を図る
- ・必要な研修を通して教職員の専門性を高める
- ・保護者に対して家庭教育に関する支援を行う

③ 小学校

- ・生活科を中心とした各教科の指導等を通じて、子どもの資質・能力を高めていく
- ・各幼児教育施設と小学校が連携して、保幼小の円滑な接続を推進する
- ・必要な研修を通して教職員の専門性を高める
- ・保護者に対して家庭教育に関する支援を行う

④ 社会(地域)

- ・地域では、子どもに地域の歴史や伝統、文化などを伝える
- ・地域では、保護者が教育を行うために良好な地域の環境を整える
- ・事業者は、従業員の家庭の生活と仕事の両立が取れるように環境を整える
- ・子育て支援団体や社会教育関係団体,地域活動団体は子育てや幼少期の教育の支援を 行う

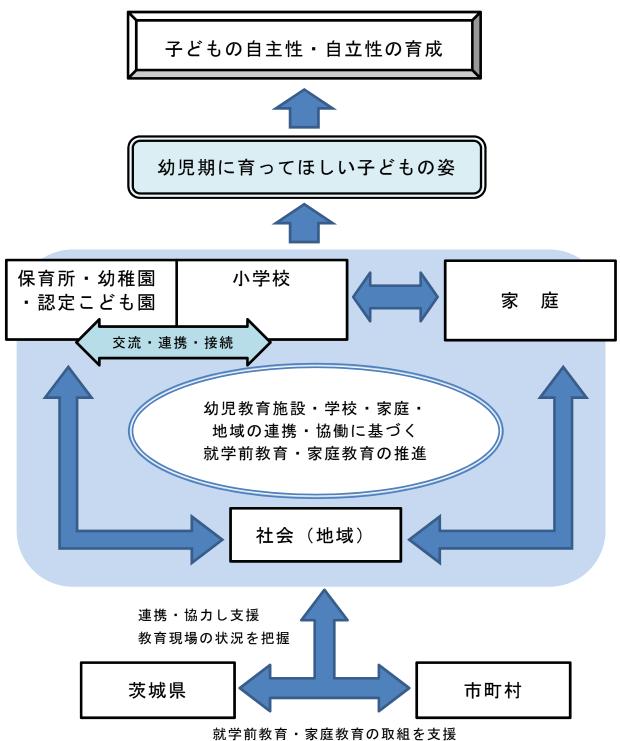
⑤ 市町村

- ・就学前教育と家庭教育を推進するために必要な基盤を構築する
- ・公私立全ての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の交流・連携・接続を推進する
- ・主体的な家庭教育が困難な家庭に対して、関係機関と連携して支援に取り組む
- ・保護者や祖父母等が担う家庭教育を様々な団体と連携し支援する
- ・個別の配慮が必要な子どもを早期に発見し、関係機関と連携して支援に取り組む

⑥ 県

- ・就学前教育と家庭教育を推進するために必要な基盤を構築する
- ・公私立全ての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の交流・連携・接続を推進する
- ・保護者や祖父母等が担う家庭教育を様々な団体と連携し支援する
- ・個別の配慮が必要な子どもを早期に発見し、関係機関と連携して支援に取り組む
- ・市町村が行う就学前教育と家庭教育の取組に対する支援を行う

5 イメージ図



就学前教育・家庭教育の取組を支援 効果的な取組についての協議

参考 就学前教育・家庭教育の現状と課題

(1) 本県の人口構造について

① 少子化の進行

 ・ 平成7年に14万6千人であった0~4歳までの人口数が、平成27年には10万9千人 (平成7年の約75%)まで減少しており、平成47年には8万2千人(平成7年の約56%)にまで減少すると見込まれています。

② ひとり親世帯の増加と三世代同居世帯の減少

- ・ 平成7年と平成27年の状況を比較すると、ひとり親世帯数は60,498世帯から101,934世帯へと約68%増加している一方で、三世代同居世帯数は171,156世帯から105,430世帯へと約38%減少しています。
- ・ 平成7年と平成27年の状況を比較すると,6歳未満の児童のいる世帯数は158,326世帯から101,392世帯へと約36%減少しています。

③ 保育所・幼稚園・認定こども園の年齢別就園状況

・ 年齢が上がるにつれて就園している児童の割合は増加する傾向にあり、4・5歳児では、 ほぼ全ての児童がいずれかの施設に就園しています。

年齢	保育	所	幼稚園 認定こども園		未就園者(推計)		年齢別		
	就園者	%	就園者	%	就園者	%	未就園者	%	人口
0~1 歳児	8, 325	19.7%	35	0.1%	1,696	4.0%	32, 282	76.2%	42, 338
2~3 歳児	16, 424	37.5%	7,018	16.0%	5, 925	13.5%	14, 476	33.0%	43,843
4~5 歳児	17, 803	38.7%	19,690	42.8%	8, 790	19.1%	▲ 313	-0.7%	45, 970
合計	42, 552	32.2%	26, 743	20.2%	16, 411	12.4%	46, 445	35.1%	132, 151

保育所・幼稚園・認定こども園の就園状況 (平成28年度)

- ※ 4~5歳児で未就園者がマイナスとなっているのは、越県により就園している者や、年齢別人口が推計値であるため誤差が生じたなどの理由が考えられる。
- ※ 茨城県の保育所・幼稚園・認定こども園の概況における数値の出典等は以下のとおり
- ・保育所・認定こども園の数値は、保育所等利用待機児童数調査(H28.4.1 時点)より
- ・幼稚園の数値は、県内市町村等教育委員会・学校データ(H28.5.1 時点)及び保育所等利用待機児童数調査(H28.4.1 時点)より
- ・保育所は、保育所型認定こども園を含む
- ・幼稚園は、幼稚園型認定こども園を含む。
- ・認定こども園は、保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園を除く
- ・未就園者(推計)は、年齢別人口(茨城県常住人口調査)から、各施設の就園者を除いた数

国勢調査(平成7年・27年)

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成 22 年) 県内市町村等教育委員会・学校データ(平成 28 年) 保育所等利用待機児童数調査(平成 28 年)

茨城県常住人口調査(平成28年4月1日四半期報)

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校について

① 幼児教育施設と小学校との接続を見通した教育課程の編成・実施の増加

- ・「【ステップ 0 】 幼児教育と小学校教育との連携の予定・計画なし」または「【ステップ 1 】 連携・接続に着手の計画を検討中」と回答した市町村は 27.3%から 15.9%へと減少し、84.1%の市町村においては授業等の交流が行われています。
- ・ 一方で、「【ステップ3】授業等での交流が充実、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている」または「【ステップ4】接続を見通して編成・実施された教育課程について、改善の検討が行われている」と回答した市町村は11.3%から22.7%に増加し、教育課程の編成・実施を行う市町村は少しずつ増加しています。
- ・ 県としての課題は、交流等は行われているが、カリキュラムを作成しての接続が行われておらず、接続カリキュラムの作成・実施が今後求められています。

交流・連携・接続の状況	市町村数(割合)		
文派・連携・接続の仏流	H26	H28	
【ステップ0】幼児教育と小学校教育との連携の予定・計画なし	9	0	
【ヘノック0】幼児教育と小子仪教育との連携の了た・計画なし	(20.5%)	(0%)	
【ステップ1】連携・接続に着手の計画を検討中	3	7	
	(6.8%)	(15.9%)	
【ステップ2】授業等での交流はあるが、接続を見通した教育課程の	2 7	2 7	
編成・実施は行われていない	(61.4%)	(61.4%)	
【ステップ3】授業等での交流が充実、接続を見通した教育課程の編	5	8	
成・実施が行われている	(11.3%)	(18.2%)	
【ステップ4】接続を見通して編成・実施された教育課程について、	0	2	
改善の検討が行われている	(0%)	(4.5%)	

幼児教育に係る実態調査(平成26年・28年)

② 幼児教育施設において今後必要とされる研修

- ・保育所・幼稚園・認定こども園においては、今後充実が必要と考える研修内容について、「特別な支援を必要とする子どもへの対応(発達障害等)(79.7%)」「保幼小などの新しい幼児教育の内容(71.7%)」が挙げられています。
- ・ 就学前教育については、保育所・幼稚園・認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における教育の質を確保することが求められています。

幼児教育に係る実態調査(平成28年) 茨城県就学前教育・家庭教育実態調査(平成28年)

(3) 家庭における教育について

① 家庭における教育力の低下

- ・「家庭の教育力が低下している」と思う県民の割合は 56.5%に上り、主な理由として「親の道徳観の低下 (58.7%)」「子どものテレビ・ゲーム・インターネット・スマートフォン・携帯電話の長時間の使用による影響 (47.4%)」「過保護や過干渉な親の増加(39.7%)」が挙げられています。
- ・ また,「家庭の教育力が30年程度前に比べて低下した」と感じる県内の保育所・幼稚園・認定こども園の割合は86.7%に上っています。

② 祖父母による育児・教育の支援

- ・ 茨城県の高齢者近住率は 71.9% (全国 10 位) であり、全国平均の 64.9% と比べて、 7 ポイント高い状況にあります。
- ・ $0 \sim 5$ 歳の孫をもつ祖父母が、孫の育児・教育に関して孫の保護者を手助けする必要があると思っている割合は 93.0%に上ります。
- ・ また, そう思う理由として「孫の保護者が仕事と子育てを両立することを支えたいから (64.8%)」「家族だから (64.2%)」が挙げられています。

③ 小学校に入学するまでに子どもたちに身に付けて欲しいこと

- ・ 「家庭」での教育において、小学校に入学するまでに子どもたちに身に付けて欲しい ことの上位として、保護者からは「あいさつ・返事」「ルール・約束を守ること」が挙 げられており、幼児教育施設からは「早寝・早起き・朝ごはんの習慣」「あいさつ・返 事」が挙げられた結果より、「あいさつ・返事」が重視されています。
- ・ 「幼児教育施設」での教育において、小学校に入学するまでに子どもたちに身に付けて欲しいことの上位として、保護者からは「友達と協力して仲良く遊ぶこと」「ルール・約束を守ること」が挙げられており、幼児教育施設からは「ルール・約束を守ること」「他人の話を最後まで聞くこと」が挙げられた結果より、「ルール・約束を守ること」が重視されています。
- ・ このことから、保護者、幼児教育施設ともに、「あいさつ・返事」や「ルール・約束を 守ること」を重視していると言えます。

		家庭において身にイ	寸けて欲しいこと	幼児教育施設において身に付けて欲しいこと		
		保護者	幼児教育施設	保護者	幼児教育施設	
Ī	1位	あいさつ・返事	早寝・早起き	友達と協力して仲良く遊ぶこと	ルール・約束を守ること	
	2位	ルール・約束を守ること	朝ごはん	ルール・約束を守ること	他人の話を最後まで聞くこと	
	3 位	自分のことは自分でする力	あいさつ・返事	あいさつ・返事	自分の考えを相手に伝える力	

茨城県就学前教育·家庭教育実態調査(平成28年)

国民生活基礎調查 (平成25年)

茨城県県政世論調査(平成27年)

茨城県就学前教育·家庭教育実態調查(平成28年)

(4)県の現状と課題

- ・ 県では、平成 19 年に策定した「いばらき幼児教育プラン」に基づき、幼児期の教育と 小学校教育の接続に関して研究を進めるとともに、教育に関わる職員の研修の充実に 取り組んできました。引き続き、教職員相互交流や合同研修会等を充実させ、学びと 育ちの連続性を視野に入れた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けての取組 が重要になります。
- ・ 幼児教育の改善・充実を図る中で、小学校教育との接続を一層強化していくことが重要であり、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を支援するため、幼児と児童の交流の推進、教員・行政担当者の研修をはじめとした教員等の資質・能力の向上、市町村教育委員会等における幼児教育の推進体制の充実などの条件整備が求められています。
- ・ 平成 20 年度から,「家庭の教育力向上プロジェクト事業」を展開し, 市町村や PTA, 保育所・幼稚園・認定こども園と連携・協力しながら, 親の学ぶ機会を提供し, 家庭教育の重要性の啓発や親の意識改革を図ってきました。
- ・ 子育てに無関心な親,教育を学校や他人に任せがちな親,子育てに不安や悩みをもつ 孤立しがちな親に対して,家庭教育に関する学習機会や,情報の提供の充実が求めら れています。
- ・ 平成 28 年度から、地域人材、保健福祉部局等と協働し、主体的な家庭教育が困難な家庭に対し、訪問型支援等の幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進しています。

(5) 国・県の動き

① 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂

- ・ 文部科学省中央教育審議会において,「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申(平成 28 年 12 月 21 日)がなされ、平成 30 年度から新しい幼稚園教育要領が施行されます。
- ・ また,幼稚園教育要領の改訂に合わせて,保育所保育指針及び幼保連携型認定こども 園教育・保育要領についても,改訂される予定です。
- ※ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)文部科学省中央教育審議会(中教審第197号)(抜粋)

幼児教育における今後の方向性

- ・ 「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つを、(略)遊びを通しての総合的な指導により一体的に育む。
- ・ 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿(略)を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共 有されるよう工夫・改善を行う。
- ・ 自己制御や自尊心などのいわゆる非認知的能力の育成など、現代的な課題を踏まえた教育内容の見直 しを図るとともに、預かり保育や子育ての支援を充実する。
- 幼稚園教育要領の改訂内容を踏まえ、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 改訂内容ついて整合性が図られるとともに、(略)小学校との円滑な接続を一層推進されることが望ま れる。

② 茨城県家庭教育を支援するための条例

・ 県では、家庭教育を多くの県民で支援し、子どもたちの個性を尊重しつつ、保護者による安定した愛情の定着が図られ、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる教育立県いばらきの実現を目指して、平成28年12月28日に「茨城県家庭教育を支援するための条例」が施行されました。

※ 茨城県家庭教育を支援するための条例 (茨城県)

(基本理念)

- ・保護者がその子どもの教育に、第一義的責任を有するという基本的認識
- ・県, 市町村, 祖父母, 学校等, 地域住民, 地域活動団体, 事業者その他関係者が, 家庭の自主性を尊重 し, それぞれの役割を果たし, 相互に協力しての一体的な取組
- ・一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重し、多様な家庭環境に配慮
- ・幼少期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため,家庭における就学前 の教育に重点



茨城県

茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン

茨城県教育庁 就学前教育·家庭教育推進室

〒310-8588 水戸市笠原町978番6

T E L : 0 2 9 - 3 0 1 - 5 1 3 2